

# 資 料 一 覧

資料 1	愛知県幼児教育研究協議会開催要綱	1
資料 2	愛知県幼児教育研究協議会の傍聴に関する要領	2
資料 3	令和 5 年度 愛知県幼児教育研究協議会委員名簿	3
資料 4	愛知県幼児教育研究協議会のあゆみ	4
資料 5	令和 4・5 年度愛知県幼児教育研究協議会協議題	5
資料 6	幼稚園教育要領解説等	6
資料 7	1 年目の取組 令和 4 年度幼児教育研究協議会からの意見	7
資料 8	学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について ～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～ 審議まとめ抜粋	8
資料 9	幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の 改善及び必要な方策等について（答申） 抜粋	9
資料10	2 年目の取組について	10
資料11	令和 5 年度第 1 回愛知県幼児教育研究協議会協議内容	11
資料12	専門部会委員名簿	12
資料13	令和 5 年度愛知県幼児教育研究協議会開催計画	13

## 別添

令和 4 年度	幼児教育における「社会に開かれたカリキュラム」の実現をめざして ～幼児期に育みたい資質・能力の理解に向けて～ リーフレット	
---------	--	--

## 愛知県幼児教育研究協議会開催要綱

(趣旨)

第1条 本県幼児教育に関する諸問題について研究協議するため、愛知県幼児教育研究協議会(以下「協議会」という。)を開催する。

(研究協議事項)

第2条 幼児教育に関する基本的事項並びに当面する諸問題について研究協議する。

2 協議題については、今日的課題を踏まえて、県教育委員会が提起する。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者・一般有識者
- (2) 市町村関係者
- (3) 幼稚園、保育所、認定こども園等及び学校関係者
- (4) P T A関係者
- (5) 県関係者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の招集)

第5条 協議会は、県教育委員会教育長が招集する。

(専門部会)

第6条 協議会に専門の事項を調査・研究するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、専門委員をもって構成する。

3 専門部会に部会長を置く。

4 部会長は、専門委員のうちから互選する。

5 専門部会は、県教育委員会教育長が招集する。

(意見聴取)

第7条 協議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、公開する。

(会議録)

第9条 協議会は、会議を開いたときは会議録を作成するものとする。

2 会議録の保存年限は、5年とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、県教育委員会教育部義務教育課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が定める。

附 則

この要綱は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 愛知県幼児教育研究協議会の傍聴に関する要領

- 1 傍聴人の決定  
会議の傍聴人は、会長が決定する。
- 2 傍聴人の人数  
会議における傍聴人の定員は、10人とする。
- 3 傍聴申込み  
傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書（様式1）により、会長に申し込むものとする。なお、傍聴の申込みは、会議開催当日、開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて開始し、会議の開始の10分前に締め切る。
- 4 定員を超えた場合の取扱い  
締め切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、傍聴申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。
- 5 会議資料の配付等
  - (1) 傍聴人には、当日、会議資料又はその概要を交付する。
  - (2) 傍聴人は、会議開会予定時刻までに入室し、本要領を遵守するものとする。
- 6 傍聴席に入ることができない者  
次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。
  - (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
  - (2) 酒気を帯びていると認められる者
  - (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって会長が許可をした場合は、この限りではない。
  - (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
  - (5) カメラ、ビデオカメラ、ICレコーダー、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
  - (6) その他、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。
- 7 傍聴人の守るべき事項  
傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。
  - (1) みだりに席を離れないこと。
  - (2) 帽子、外とう類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会長が許可した場合は、この限りではない。
  - (3) 携帯電話及びスマートフォン等については、使用できないように電源を切るか、マナーモードにしておくこと。
  - (4) 飲食しないこと。ただし、健康管理等のための水分補給等はこの限りではない。また、飲食禁止の会議室等の場合、水分補給等のための一時退室は認める。
  - (5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
  - (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
  - (7) 私語し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
  - (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。
- 8 写真、ビデオ等の撮影及び録音の禁止  
傍聴人は、議事に対する協議等の開始以後においては、傍聴席で写真やビデオ撮影をし、又は機器等を用いて録音してはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
- 9 会長の指示  
会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。
- 10 施行年月日  
この要領は、平成31年2月1日から施行する。

## 資料 3

## 令和5年度愛知県幼児教育研究協議会委員名簿

(敬称略)

選任区分	氏名	職名
学識経験者 ・ 一般有識者	津金 美智子	名古屋学芸大学教授
	鈴木 照美	椋山女学園大学講師
市町村 関係者	増岡 潤一郎	みよし市教育委員会教育長
	小島 治彦	名古屋市教育委員会指導部指導室長
	永井 悦子	名古屋市子ども青少年局保育部主幹
	板倉 宏幸	高浜市こども未来部こども育成グループグループリーダー
幼稚園・ 保育所及び 学校関係者	池田 紀代美	愛知県国公立幼稚園・こども園長会長 (名古屋市立第一幼稚園長)
	村上 芳枝	ベル豊田幼稚園 統括園長
	伊東 世光	愛知県社会福祉協議会保育部会副部長 (名古屋市 天使保育園長)
	宇都宮 美智子	名古屋民間保育園連盟副会長 (名古屋市 中村保育園長)
	山本 武志	豊橋市立八町小学校長
P T A 関係者	大平 玲緒奈	愛知県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会会長 (名古屋市立第一幼稚園)
	遠藤 結衣	愛知県私立幼稚園PTA連合協議会会長 (R4.6~R5.5) (栄和幼稚園)
	飯田 愛美	一宮市立丹陽西保育園保護者の会会長
県関係者	今宮 裕司	愛知県福祉局子育て支援課長
	藤井 徹	愛知県県民文化局県民生活部学事振興課私学振興室長

## 事務局名簿

	氏名	職名		
事 務 局	栗木 晴久	愛知県教育委員会教育部長	名古屋市中区 三の丸 3-1-2	(052) 954-6799 (ダイヤルイン)
	水谷 政名	愛知県教育委員会義務教育課長		
	星原 秀晴	愛知県教育委員会義務教育課 担当課長		
	稲垣 孝治	愛知県教育委員会義務教育課 課長補佐		
	野田 恵美	愛知県教育委員会義務教育課 課長補佐		
	吉川 直希	愛知県教育委員会義務教育課 主査		
	鈴木 清子	愛知県教育委員会義務教育課 主査		
	西澤 邦雄	愛知県教育委員会特別支援教育課 主査		
	長谷川 智子	愛知県総合教育センター基本研修室 主査		
	渡辺 久美子 中井 吉美	愛知県幼児教育コーディネーター		

年度	経	過
昭47 48	・協議会の設置 ・「幼児教育の指針」の作成	
49	・協議題 4・5歳児の教育(保育)内容を中心に	(答申)
50 51	・協議題 幼児教育と小学校教育のあり方とその連携	(中間報告) (答申)
52	・協議題 今後における幼稚園と保育所の関係について	(報告)
53 54	・協議題 幼・保の教育(保育)と家庭教育との連携 ・協議題 幼稚園・保育所と家庭との連携	(中間報告) (報告)
55 56	・協議題 幼児教育の充実をめざす指導の在り方	(中間報告) (報告)
57 58	・協議題 幼児教育に関する今日的課題	(中間報告) (報告)
59	・協議題 幼児の生活実態とその問題点	(報告)
60	・協議題 幼稚園・保育所における望ましいしつけの在り方	(報告)
61	・協議題 家庭の教育力回復のために幼児教育機関の果たす役割	(報告)
62	・協議題 幼児教育のための保育者の資質向上の在り方 ・現職教育資料「保育者としてこれだけは」	(報告) (発刊)
63 平元	・協議題 人とのかかわりをもつ力の育成 " " ・現職教育資料「人とのかかわりをもつ力の育成」	(中間報告) (報告) (発刊)
2 3	・協議題 自然との触れ合いや身近な環境とのかかわり合いについて " " ・現職教育資料「自然との触れ合いや身近な環境とのかかわり合いを持つ力を育てる」	(中間報告) (報告) (発刊)
4 5 6	・協議題 基本的な生活行動を主体的に身に付けるために " " " " ・現職教育資料「基本的な生活行動を主体的に身に付けるために」	(実態調査) (中間報告) (報告) (発刊)
7 8 9	・協議題 一人一人の幼児の特性や発達の課題に応じた教育・保育の在り方 " " " " ・現職教育資料「わたしたちの園にふさわしい教育課程・保育計画」	(実態調査) (中間報告) (報告) (発刊)
10 11 12	・協議題 心豊かな幼児の育成をめざして " " " " ・現職教育資料「保育のポイント Q&A50」	(実態調査) (中間報告) (報告) (発刊)
13 14	・協議題 幼児の心を豊かにする幼稚園・保育所と家庭との連携のあり方	(実態調査) (報告)
15 16	・協議題 子どもたちのすこやかな育ちを支える幼稚園・保育所と小学校の連携の在り方	(実態調査) (報告)
17 18	・協議題 幼児期における心の教育 —「命」を感じる教育を考える—	(実態調査) (報告)
19 20	・協議題 協同的な活動を通して、幼児期の「遊び・学び・育ち」を考える	(実態調査) (報告)
21 22	・協議題 子どもや社会の変化に対応した教育課程・保育課程 —伝え合う力や規範意識の芽生えを培う体験を重視して—	(実態調査) (報告)
23	・協議題 愛知県のこれからの幼児教育の在り方を考える —幼児教育の指針の策定に向けて—	(報告)
24 25	・協議題 小学校教育を見通した幼児期の教育を考える —接続期における教育課程・保育課程の編成に向けて—	(中間報告) (報告)
26 27	・協議題 幼児教育の充実に向けた保育者の資質と専門性の向上について	(中間報告) (報告)
28 29	・協議題 生涯にわたる学びを支える幼児教育の在り方 —幼児期における「学びに向かう力」の育成を通して—	(中間報告) (報告)
30	・協議題 幼児期の育ちを支える幼稚園・保育所・認定こども園と家庭との連携の在り方について— 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりにして—	(報告)
令元	・協議題 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」につながる学びの芽を捉える —「自然との関わり・生命尊重」の姿に視点を当てて—	(報告)
2 3	・協議題 幼児期の教育における一体的に育まれる資質・能力とは —子供の具体的な遊びや生活の姿から考える—	(中間報告) (報告)
4 5	・協議題 幼児教育における「社会に開かれたカリキュラム」の実現をめざして ～幼児期に育みたい資質・能力の理解に向けて～	(中間報告)

## 資料 5

### 令和4・5年度愛知県幼児教育研究協議会協議題

幼児教育における「社会に開かれたカリキュラム」の実現をめざして  
～ 幼児期に育みたい資質・能力の理解に向けて～

(設定理由)

#### 現状

- ・県においては令和2・3年度で「幼児期に育みたい資質・能力」について、小学校以降の育ちも見通しながら一体的に捉えることの大切さを示してきた。
- ・「幼児期に育みたい資質・能力」を明確にする過程で、本協議会に関わる保護者や小学校関係者などに、幼稚園や保育所等での生活や遊びの意義が再認識された。そして、その意義や価値をもっと保護者に発信していくことの必要性を指摘された。

#### 国の提言・社会の要請

- ・国における『幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会』において、「幼児教育の質に関する認識が社会的に共有されているとは言い難い」ことや、「発達の連続性の重要性に関する理解が必ずしも十分ではない」ことが現状として示された。そして幼児期の教育で育みたい資質・能力を幼児教育施設、家庭、地域（社会）と共有し、その価値を認識し合うことや、遊びを通じて学ぶという幼児期の特性を、子供に関わる大人が立場の違いを越えて再確認すべきことを求めている。

#### 検討すべき課題

- 「幼児期に育みたい資質・能力」をはじめ、幼児教育施設における教育の意義や価値について保護者や小学校を含む地域に理解され、認識し合うためには、どのようなことが必要か。
- 子供一人一人のよさや可能性を伸ばす上で、各園が「社会に開かれたカリキュラム」の実現のために、日々の保育・教育をどのように見直し、改善を図るとよいのか。

#### 認識共有のための取組

保育者の資質向上  
(幼児理解に基づく評価の実施)

「社会に開かれたカリキュラム」の実現をめざす

カリキュラムの検討

子供の成長を切れ目なく支える観点から、幼保小の円滑な接続をより一層すすめる

#### 研究計画

##### 【一年次】

- ・幼児教育に携わる職員が「今子供に何が育ちつつあるのか」と捉えたことを、家庭や小学校を含む地域と共有するために行うことは何かを検討。
- ・幼児期の教育への認識が広がり深まるような具体的な方策や工夫を検討。
- ・幼児理解に基づく評価を通して保育の改善・充実とカリキュラムの見直しにも視点をあてて考える。  
⇒成果物として幼児教育施設が参考とすることのできる手引き（リーフレット）作成

##### 【二年次】

- ・園が参考として活用できる取組を事例として紹介
- ・複数の実践事例を通して、計画したことの効果や改善点等を検討  
⇒ 園が参考とできる実践事例集を作成

○平成29年3月告示の幼稚園教育要領・小学校学習指導要領における改訂の理念として、「社会に開かれた教育課程の実現」が示された。

【平成29年3月告示の幼稚園教育要領前文より】

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの幼稚園において、幼児期にふさわしい生活をどのように展開し、どのような資質・能力を育むようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。\*\*\*\*\*  
 \*\*\*\*\*  
 \*\*\*\*\*幼児の自発的な活動としての遊びを生み出すために必要な環境を整え、一人一人の資質・能力を育てていくことは、教職員をはじめとする幼稚園関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から幼児や幼稚園に関わる全ての大人に期待される役割である。

【令和4年度都道府県協議会説明資料から】

家庭や地域との連携の在り方について  
 —社会に開かれた教育課程—

共通

「社会に開かれた教育課程」の3つのポイント

- ① よりよい園・学校教育を通じて、よりよい社会を創るという目標を園・学校と社会とが共有します。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちに必要な資質・能力が何かを明らかにし、それを園・学校教育で育成します。
- ③ 地域と連携・協働しながら目指すべき園・学校教育を実現します。

下線を追加しました

○幼稚園教育要領

第1章 総則

第7 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動など

第3章 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動などの留意事項

2 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協働に配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、幼稚園と家庭が一体となって幼児と関わる取組を進め、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めるものとする。その際、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組むよう配慮するものとする。

○幼保連携型認定こども園教育・保育要領

第4章 子育ての支援

○保育所保育指針

第4章 子育て支援

○小学校学習指導要領

第1章 総則

第2 教育課程の編成

1 各学校の教育目標と教育課程の編成（第1章第2の1）

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。その際、第5章総合的な学習の時間の第2の1に基づき定められる目標との関連を図るものとする。

## 1年目の取組 令和4年度幼児教育研究協議会からの意見

(令和4年5月30日、令和5年1月13日)

〈「社会に開かれたカリキュラムの実現」について〉

※・は第1回からの意見、○は第2回からの意見

- ・目標は外部の方を学校教育の中に取り込んでいくこと（連携、協働）。

○社会に開かれたカリキュラムは、地域総ぐるみになって子供たちの教育に関わっていくことで、子供に好影響を及ぼし、自己肯定感を高めることにもつながるとも言われている。社会と「一緒に取り組んでいきましょう」というところが大事。

○社会のみんなで理解していくために、このリーフレットを作った。表紙に書いてある「援助や連携協力を考えましょう」というところが、一番大切だと思う。

・少しでも幼保小のつながりをもっていく中で、「社会に開かれたカリキュラム」が見えてくるのではないか。幼稚園教育、小学校教育、互いに理解し合うことが、今回のテーマに迫るために改めて必要ではないか。

○自発的な活動である、遊びを通して学んでいくことはとても大切なことで、それを共通理解しながら子供を支えていくことは非常に大切だと思う。

・園は発信の仕方を工夫している。ICT機器を活用し、写真等を取り入れて、目で見て分かりやすい方法も考え、保護者や地域へ広げる努力をしている。

○これをした、あれをしたという発信ではなく、何を保護者に伝えるのかを考えることが大事。遊びは学習であり、学びである、これは、小学校に必ずつながっていく基礎的な力であることが見えてくるような発信が大切である。

○園からは、行事の予定表は配付されるが、実際どのように子供が取り組んだかは報告されないので、事例のようなアプリは園の取組を知ることができ、いいなと思う。自分の学年だけではなく、他の学年の様子も知ることができるのは、先の見通しをもつことができる。

・遊びには価値がたくさんあることや、園の先生はこういうことを考えながら仕事をしているのか、とわかってもらえるような、幼児教育段階で必要なことを社会に理解してもらえるとよい。

・子供の遊びと大人の遊びは違うことを分かりやすく伝えていくことも課題の一つだと思う。



リーフレットを作成

幼児教育施設と保護者、小学校、地域との関わりについて事例を通してまとめました。その中で情報発信すること、相互理解を進めること、子供の育ちを共有することについて、園や保育者が取り組んでいること、配慮していることを示し、その効果を考察しました。



学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について  
～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～ 審議まとめ抜粋

令和5年2月27日

中央教育審議会 初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会

※下線は追加したものです

2. 幼児教育の特性に関する社会や小学校等との認識の共有

(1) 現状と課題

○ 全ての子供に格差なく学びや生活の基盤を保障していくためには、幼保小が、施設類型や学校種の違いを越えて連携・協働し、保護者や地域住民等の参画を得ながら、架け橋期<sup>i</sup>の教育の充実に取り組んでいく必要がある。そのためには、幼児期に生まれた資質・能力が小学校教育にどのようなつながっているか、関係者がイメージを共有し、実践できるようにする必要があるとともに、学びや生活の基盤を育むため、幼児教育施設がどのような工夫をしているかについて理解を広げていく必要がある。

○ 幼児期は、子供が遊びを中心として、頭も心も体も動かして、主体的に様々な対象と直接関わりながら 総合的に学んでいくとともに、遊びを通して思考を巡らし、想像力を発揮し、自分の体を使って、友達と共有したり、協力したりして、様々なことを学んでいくことが重要である。このような遊びを通して学ぶという幼児期の特性は、普遍的に重視すべき視点であり、社会の変化に伴い、今まで以上に重要になってきている。

○ 一方で、遊びを通して学ぶという幼児期の特性に関する認識が、社会的に共有されているとは言い難く、幼児教育については、いわゆる早期教育や小学校教育の前倒しと誤解されることがある。例えば、現在、令和3年答申を踏まえ、小学校以降においては1人1台端末等を日常的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実することが求められているが、小学校以降の教育を見通すことと前倒しをすることは違うことに留意しながら、幼児教育の充実を図ることが求められている。

○ また、幼児教育の特性に関する社会や小学校等との認識の共有が未だ十分ではないことが、個別の幼児教育施設の状況や家庭環境等によって小学校入学時点で格差が生じていることや、小学校の入学直後から学習や生活になじめない子供がいること、施設類型や学校種を越えて相互理解を図ることが困難であることなど、接続期が抱える問題の背景になっていると考えられる。このことは、よりよい教育を通してよりよい社会を創るという理念を社会と共有して実現を図る「社会に開かれたカリキュラム」の観点からも、大きな課題である。

<sup>i</sup> 幼児教育施設の年長（5歳児）の4月から小学校1年生の3月までの2年間を指す。

さらに架け橋期の教育の目指す方向性として、幼児期の遊びを通じた学びが小学校の学習にどのようなつながっているかについて、幼保小の先生が子供の姿の事例を通して、具体的に対話することの重要性や、幼保小だけでなく、保護者や地域住民の参画を得る仕組みとしていくことの重要性が指摘されている。また、幼児期の遊びを通じた学びが小学校以降の教育の基盤につながっていくことについて、幼保小が連携して発信することも重要としている。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等  
について(答申)抜粋

平成28年12月21日 中央教育審議会から

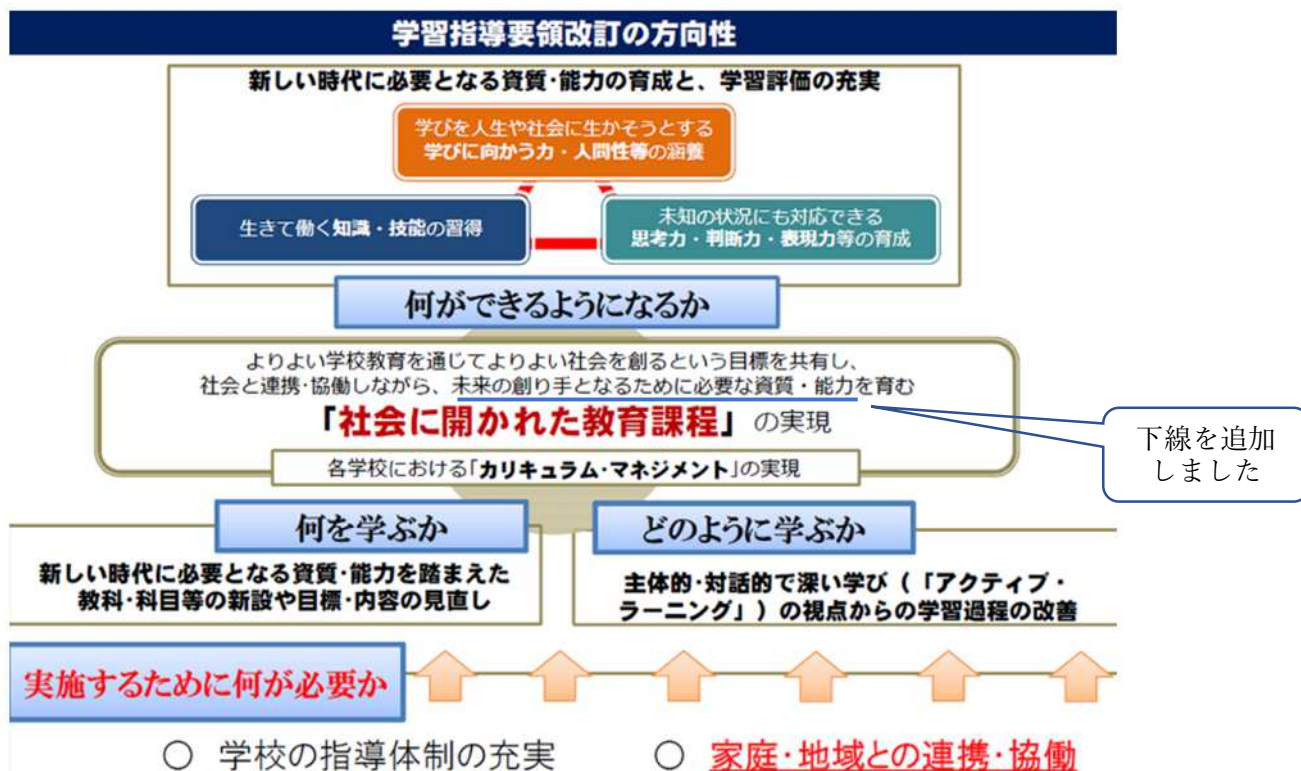
※下線は追加したものです

3. 社会との連携・協働を通じた学習指導要領等の実施

(家庭・地域との連携・協働)

○ 学校がその目的を達成するためには、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、家庭や地域の人々とともに子供を育てていくという視点に立ち、地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等（多様な専門人材、高齢者、若者、PTA・青少年団体、企業・NPO等）とともに、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する活動（地域学校協働活動）を進めながら、学校内外を通じた子供の生活の充実と活性化を図ることが大切であり、学校、家庭、地域社会がそれぞれ本来の教育機能を発揮し、全体としてバランスのとれた教育が行われることが重要である。

○ これまでも学校は、教育活動の計画や実施の場面で、家庭や地域の人々の積極的な協力を得てきたが、今後、一層家庭や地域の人々と目標やビジョンを共有し、家庭生活や社会環境の変化によって家庭の教育機能の低下も指摘される中、家庭の役割や責任を明確にしつつ具体的な連携<sup>126</sup>を強化するとともに、地域と連携・協働して地域と一体となって子供たちを育む、地域とともにある学校への転換を図ることが必要である。



1年目にリーフレットを作成

幼児教育施設と保護者、小学校、地域との関わりについて事例を通してまとめました。その中で情報発信すること、相互理解を進めること、子供の育ちを共有することについて、園や保育者が取り組んでいること、配慮していることを示し、その効果を考察しました。

幼児教育の特性に関する社会や小学校等との認識の共有が未だ十分ではない



2年目の取組

幼児期に育まれた資質・能力が小学校教育にどのようにつながっているか、関係者がイメージを共有し、実践できるようにする必要があるとともに、学びや生活の基盤を育むため、幼児教育施設がどのような工夫をしているかについて理解を広げていく。

幼児期の遊びを通じた学びが小学校の学習にどのようにつながっているかについて、幼保小の先生が子供の姿の事例を通して、具体的に対話することの重要性や、幼保小だけでなく、保護者や地域住民の参画を得る仕組みとしていくことの重要性を示していく。

幼児期の遊びを通じた学びのプロセスについてリーフレットでも紹介しているが、その認識の共有をさらに進めるために、実践例を集め具体化を進めていく。その具体的な内容を通して幼児教育の特性についての共通理解を深める。



園が参考として活用できる取組事例  
認識の共有を図る際に参考として紹介できる資料

事例集を作成

資料 1 1

令和5年度第1回愛知県幼児教育研究協議会協議内容

令和4・5年度 協議題

幼児教育における「社会に開かれたカリキュラム」の実現をめざして  
～幼児期に育みたい資質・能力の理解に向けて～

〈本日の協議内容〉

- 「社会に開かれたカリキュラム」をどのように社会に示していくのか
  - ・ 各地域の現状について
  
  - ・ 家庭や小学校、地域と連携するためにどのような取組や工夫をしているか
  
  - ・ どのような事例集にしていくとよいか

※ 「社会に開かれた教育課程」について、小学校のみならず、幼稚園、保育所、認定こども園を含めるため、「社会に開かれたカリキュラム」としている。その考え方は同旨。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 専門部会委員名簿

(敬称略)

選任区分	氏 名	職 名
学識経験者 ・ 一般有識者	鈴木 照美	椙山女学園大学講師
	栗木 節子	修文大学短期大学部教授
幼稚園・ 保育所等 及び 学校関係者	室田 ひふみ	名古屋市立高田幼稚園長
	福庭 千晶	知多市立梅が丘幼稚園長
	神谷 幾子	高浜市立高浜南部幼稚園長
	足立 正和	愛知文教女子短期大学附属一宮ひがし幼稚園長
	大久保 真紀	常滑市立常滑幼稚園長
	河野 妙	豊田市立ひかりこども園長
	阿部 良子	レイモンド庄中保育園長
	清松 治子	岡崎市立広幡小学校長
	伊藤 圭樹	北名古屋市立師勝小学校長
県関係者	高井 規行	愛知県教育委員会あいちの学び推進課主任社会教育主事

## 令和5年度 愛知県幼児教育研究協議会開催計画

年	月	日	曜	予定時間 予定場所	幼児教育研究協議会 (案)	幼児教育研究協議会 専門部会(案)
5	5	30	火	14:00～16:00 三の丸庁舎 B203会議室	<b>〈第1回研究協議会〉</b> ・令和5年度協議題について ・研究の方向性について ・専門部会の設置 ・今年度の計画	
5	7	12	水	14:00～16:00 三の丸庁舎 B203会議室		<b>〈第1回専門部会〉</b> ・第1回研究協議会の報告 ・令和5年度協議題の確認 ・研究内容について ・報告書の構想検討 ・第2回部会の予定確認
5	9	6	水	14:00～16:00 三の丸庁舎 B203会議室		<b>〈第2回専門部会〉</b> ・報告書の構想案 (内容) 検討 ・第3回部会の予定確認
5	11	15	水	14:00～16:00 三の丸庁舎 803会議室		<b>〈第3回専門部会〉</b> ・報告書の構想案 (内容)の最終検討 ・報告書案のまとめ
6	1	12	金	14:00～16:00 三の丸庁舎 B203会議室	<b>〈第2回研究協議会〉</b> ・専門部会からの報告 ・令和6年度の計画(方向性について)	